

21 世紀の森整備構想区域内の土地利用に係る市民委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 人口減少や高齢化の進展、厳しさを増す財政状況、地球温暖化の進行など、本市を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、21 世紀の森整備構想区域内の「文化・交流施設整備地区（以下、「文化コア」という。）の土地利用のあり方を検討するため、21 世紀の森整備構想区域内の土地利用に係る市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 市民委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 21 世紀の森整備構想区域内の土地利用のあり方に関する事項
- (2) その他、目的達成に必要な事項

(組織及び任期)

第 3 条 市民委員会の委員は、13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体等関係者
- (3) 経済団体等関係者
- (4) 公募委員
- (5) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、任命の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 市民委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 市民委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、関係者に対し、会議の出席を要請し、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 市民委員会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(補足)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 8 月 5 日から実施する。